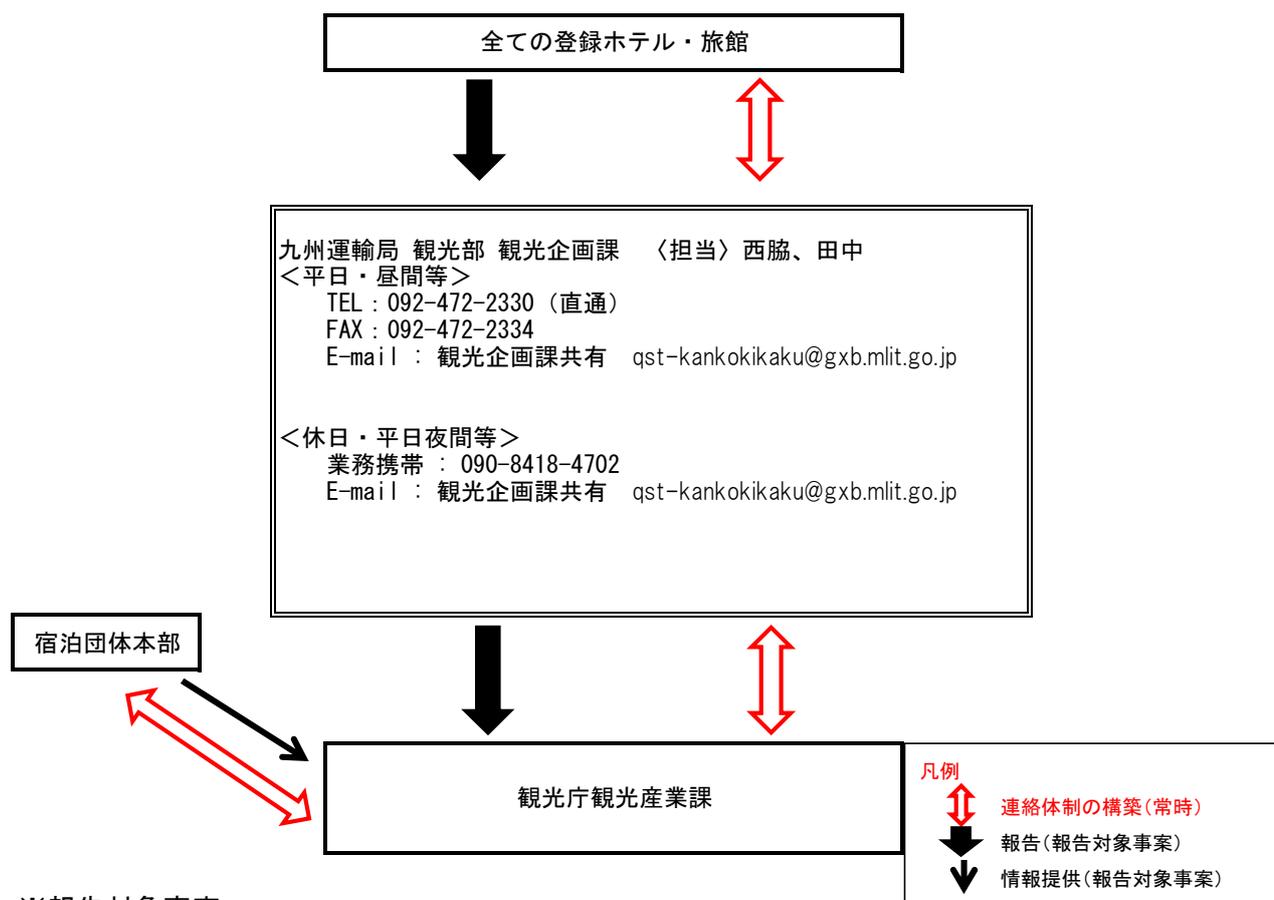


緊急時の連絡体制

R6. 4時点



※報告対象事案

<事件・事故>

- 登録ホテル・旅館に関する火災等の事故で宿泊客等に死傷者（目安：死者もしくは行方不明者1名又は負傷者5名程度）が発生した場合
- 全国的に報道機関等により取り上げられるような事案又はプレス等対応予定の事案（下記等により、宿泊客などの退避が必要となるような緊急事態、もしくは生ずる可能性がある場合）
 - ・施設の不法占拠
 - ・爆弾又はこれに類するものの爆発
 - ・核・放射性物質、生物剤又は化学剤の散布
 - ・サイバー攻撃によるテロ
 - ・他国からのミサイル発射事件
 - ・新型インフルエンザ等重篤な感染症の発生

<地震等自然災害>

- 下記等の自然災害により、登録ホテル・旅館の施設が被害を受けた場合
- 下記等の自然災害により、宿泊客等に死傷者（目安：死者もしくは行方不明者1名又は負傷者5名程度）が発生した場合
 - ・地震・・・気象庁が震度5弱以上を発表した場合
 - ・津波・・・気象庁が津波警報を発表した場合
 - ・火山・・・気象庁が噴火警報（居住地域）を発表した場合
 - ・風水害・・・台風、豪雨、土砂災害等により被害が予想される場合

※報告対象事案が発生した場合、又は発生のおそれのある場合は、警察等への通報に合わせ、時間外及び休日にかかわらず、報告様式により速やかに連絡をお願いします。